

新潟県条例第40号

新潟コンベンションセンター等条例の一部を改正する条例

新潟コンベンションセンター等条例（平成13年新潟県条例第80号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後						改 正 前						
別表第1（第5条、第7条、第14条関係）						別表第1（第5条、第7条、第14条関係）						
区 分			単位	使 用 料（円）		区 分			単位	使 用 料（円）		
				午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間					午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時まで	左に掲げる時間以外の時間	
メインホール	全面使用	平日	(略)	25,300	30,400	メインホール	全面使用	平日	(略)	24,800	29,800	
		休日等		37,900	45,500			休日等		37,200	44,700	
	分割使用 (2分の1)	平日	(略)	14,000	16,800	分割使用 (2分の1)	平日	(略)	13,700	(略)	16,500	24,700
		休日等		21,000	25,200		休日等		20,600		24,700	
国際会議室	平日	(略)	22,300	26,800	国際会議室	平日	(略)	21,900	(略)	26,300	39,500	
	休日等		33,500	40,200		休日等		32,900		39,500		
中会議室	全面使用	平日	(略)	7,850	9,430	中会議室	全面使用	平日	(略)	7,710	9,260	
		休日等		11,800	14,300			休日等		11,600	14,000	
	分割使用 (2分の1)	平日	(略)	4,400	5,350	分割使用 (2分の1)	平日	(略)	4,320	(略)	5,250	7,820
		休日等		6,600	7,960		休日等		6,480		7,820	
小会議室	平日	(略)	1,780	2,200	小会議室	平日	(略)	1,750	(略)	2,160	3,290	
	休日等		2,720	3,350		休日等		2,670		3,290		
展示ホール	全面使用	平日	(略)	151,700	182,100	展示ホール	全面使用	平日	(略)	148,900	178,800	
		休日等		227,500	273,100			休日等		223,400	268,100	
	分割使用 (3分の2)	平日	(略)	111,200	133,500	分割使用 (3分の2)	平日	(略)	109,200	(略)	131,100	196,700
		休日等		166,900	200,300		休日等		163,900		196,700	
分割使用 (3分の1)	平日	(略)	60,800	72,900	分割使用 (3分の1)	平日	(略)	59,700	(略)	71,600	107,400	
	休日等		91,200	109,400		休日等		89,500		107,400		
展示控	展示控室1	(略)	(略)	1,780	(略)	展示控	展示控室1	(略)	(略)	1,750	(略)	

室等	展示控室 2	1,250	室等	展示控室 2	1,230
	展示控室 3	1,780		展示控室 3	1,750
	展示控室 4 A	1,680		展示控室 4 A	1,650
	展示控室 4 B	1,250		展示控室 4 B	1,230
	展示控室 5 A	1,570		展示控室 5 A	1,540
	展示控室 5 B	1,250		展示控室 5 B	1,230
	展示控室 6	1,360		展示控室 6	1,340
	(略)			(略)	
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後における使用に係る使用料について適用し、同日前における使用に係る使用料については、なお従前の例による。